

会 費 規 程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 茨城県作業療法士会（以下、本法人という）定款第8条及び定款施行細則に基づく会費等に関し、必要な事項を定める。

(正会員 会費)

第2条 正会員の会費及び入会金は、次のとおりとする。

(1) 会 費（年会費） 8,000円 入会初年度 8,000円

(2) 入会金 10,000円

2 正会員は、入会時に入会金並びに会費を支払い、以後毎年会費を支払わなければならない。会費の納入は、原則として当該年度の6月30日までに支払うものとする。

3 第1項に定める会費及び入会金は、正会員が所定の方法により直接本法人へ納入するものとする。

(賛助会員 会費)

第3条 賛助会員の会費は、年額10,000円とする。

2 前項の会費は、所定の方法により、直接本法人へ納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 本規程に定める会費等については、その30%以上を公益目的事業のために、次に管理運営費に必要な金額を充当する。残余は相互扶助事業に充当するものとする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会で協議し、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会での協議を経て別に定める。

附則

1. 本規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. 本規程は、令和3年6月6日から施行する。
3. 本規程は、令和4年6月5日から施行する。
4. 本規程は、令和5年6月4日から施行する。